

福祉医療の受給者証を更新します

福祉医療の受給者証

市が実施している福祉医療費助成事業には、重度心身障害者医療、精神障害者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療があります。

これらの受給者証を医療機関で提示すると、医療費の一部を市が助成するため、窓口負担が軽減されます。

◎福祉医療の受給者証は毎年更新があります

新たに福祉医療の対象になる人は、申請手続きが必要です。ただし、所得などによる制限があります。重度心身障害者医療、精神障害者医療、ひとり親家庭等医療は、受給者資格を8月に更新し、引き

続き受給資格のある人には新しい受給者証を郵送しました。

乳幼児等医療の受給者証の更新は、誕生月の翌月、誕生日が1日の場合は誕生月です。

また、ひとり親家庭等医療受給者で婚姻した人、事実上婚姻関係のある人は受給資格の喪失となるので、必ず子育て応援課に連絡してください。

原則として申請日から対象となるので、申請漏れのないよう注意してください。加入している健康保険など、申請時の内容と現在の状況に変更があった場合には、必ず届け出を提出してください。

問い合わせ先 子育て応援課 (☎43-7139)

市が実施している福祉医療

| 助成制度 | 対象 | 窓口負担 | 申請・問い合わせ先 |
|-----------|---|------------------------------|---|
| 重度心身障害者医療 | 身体障害者手帳1級～3級または療育手帳(A、A、B)を持っている人 | 医療機関ごとに1日あたり200円まで | ▷福祉課 (☎43-7148) ▷上下支所市民生活係 (☎62-2114) |
| 精神障害者医療 | 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 (自立支援医療受給者証【精神通院】所持者に限る) | 医療機関ごとに1日あたり200円まで (通院のみ) | ▷健康推進課 (☎47-1310) ▷上下地域共生推進課 (☎62-2231) |
| ひとり親家庭等医療 | ▷18歳(18歳に到達した年度末)までの子どもを養育している、ひとり親家庭の父または母(1年以上行方不明または拘禁、一定の障害がある場合を含む)とその子ども ▷父母のいない18歳(18歳に到達した年度末)までの子ども | 医療機関ごとに1日あたり500円まで | ▷子育て応援課 (☎43-7139) ▷上下支所市民生活係 (☎62-2114) |
| 乳幼児等医療 | ▷9月30日まで…15歳(15歳に到達した年度末)までの子ども ▷10月1日から…18歳(18歳に到達した年度末)までの子ども | 医療機関ごとに1日あたり500円まで | |

※保険適用外の場合は自己負担となります。医療機関ごとの受診が通院で月4日、入院で月14日を越えると、それ以降は食費・容器代などを除き窓口負担が無料となります。

介護保険負担割合証を 更新しました

要介護認定または要支援認定を受けている人には、新しい介護保険負担割合証を郵送しています。介護保険負担割合証は、介護保険サービスを受けるときの自己負担割合の証明になります。この介護保険負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護保険サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。

問い合わせ先 介護保険課 (☎40-0222)